

令和2年9月23日

令和2年
第4回野洲市議会定例会
意見書

野洲市議会

意見書第8号

ドクターヘリの安定・持続的運用への支援強化を求める意見書（案）

上記の意見書を提出する。

令和2年9月23日

提出者 野洲市議会議員 矢野 隆行

賛成者 野洲市議会議員 津村 俊二

ドクターヘリの安定・持続的運用への支援強化を求める意見書（案）

ドクターヘリは、道路事情に関係なく医師や看護師を乗せて時速 200 キロで現場に急行し、患者を機内で治療しながら医療機関に搬送できる。2001 年の本格運航以来、これまで全国 43 道府県に 53 機が配備されている。搬送件数も年々増加し、2018 年度には 2 万 9000 件を超えた。7 月に九州地方を襲った豪雨被害でも出動しており、“空飛ぶ治療室”の役割は着実に増している。

一方、ドクターヘリの要請・出動件数の増加に伴い、運航経費と公的支援との間に乖離が生じている。出動件数の増加は、整備費や燃料代、さらにはスタッフの人件費などの経費増に直結するため、事業者の財政的な負担は年々重くなっている。ドクターヘリの運航にかかる費用の多くは国が交付金などで手当てしているが、追い付いている状況にない。

そこで政府におかれては、全国におけるドクターヘリの運航状況を直視するとともに、ドクターヘリが、今後も救命救急の切り札として、安定的かつ持続的な運用の下、引き続き多くの人命救助に貢献できるよう、下記の事項について早急に取り組むことを強く求める。

記

- 1 ドクターヘリ運航にかかる必要経費増加の実態をはじめ、地域ごとの年間飛行回数や時間の違いを的確に把握し、適正かつ効率的な運用に見合う補助金の基準額を設定すること。
- 2 消費税の増税に伴い運行事業者の財政的な負担が増大した現状を踏まえた適切な補助金基準額の改善および予算措置を図ること。
- 3 ドクターヘリ運航の待機時間や飛行前後の点検時間を含めた操縦士などスタッフの勤務実態を的確に把握するとともに、適正な労働環境の確保を図ること。
- 4 ドクターヘリ機体の突発的な不具合時における、代替機の提供や運航経費の減額など、実質的に運行事業者に負担が強いられている現状を是正するとともに、安全基準に基づいた代替機提供責務の適正化を図ること。

以上、地方自治法第 9 9 条の規定により意見書を提出する。

令和 2 年 9 月 2 3 日

滋賀県野洲市議会議長 岩井 智恵子

内閣総理大臣 菅 義 偉 宛
厚生労働大臣 田村 憲久

意見書第9号

コンビニ交付サービスを活用した罹災証明書の交付を求める意見書（案）

上記の意見書を提出する。

令和2年9月23日

提出者 野洲市議会議員 津村 俊二

賛成者 野洲市議会議員 矢野 隆行

コンビニ交付サービスを活用した罹災証明書の交付を求める意見書(案)

気候変動に伴う台風や豪雨等による大規模な水害などが近年頻発し、さらに激甚化する自然災害に効果的・効率的に対応するため、情報通信技術（ICT）を活用した新たなサービスを活用することが、社会基盤の構築のために重要である。さらに、新型コロナウイルス感染症の影響により、災害と感染症に複合的に見舞われる事態が現実にはじめ、今後、その深刻度が増すことが懸念されるようになったことで、その重要性が一層高まっている。

各地方公共団体は、災害対策基本法第90条の2に基づき、自然災害（風水害、地震、津波等）などにより家屋などが破損した場合、その程度を判定し証明する罹災証明書を発行しなければならないが、その証明書の申請も交付も、現状は被災者が市町村の窓口を訪なければならない。災害時の移動は困難を極める上、地方においては役場まで車で数十分以上かかる場合もある。さらに災害時には役所窓口の人手不足も想定されることに加え、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点からも、クラスターを発生させないため、来庁者を減らすことが重要である。

よって、国におかれては、下記の措置を講じられるよう強く要望する。

記

1. 全国5万カ所以上のキオスク端末（マルチコピー機）が設置されたコンビニエンスストアのコンビニ交付サービスを活用して罹災証明書を「交付」できるようにすること。
2. マイナンバーを活用した罹災証明書のマイナポータル等での「申請」については、各地方公共団体がその利用を希望すれば、申請はすぐの実施できる現状について、周知・徹底を早急に行うこと。
3. マイナンバーを活用した「被災者台帳」を全国の自治体で作成できるよう推進すること。
4. 被災者台帳システム未整備の自治体等が共同利用できるシステム基盤を構築すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年9月23日

滋賀県野洲市議会議員 岩井 智恵子

内閣総理大臣	菅 義 偉	
財務大臣	麻 生 太 郎	
総務大臣	武 田 良 太	宛
官房長官	加 藤 勝 信	
内閣府特命担当大臣(防災)	小 此 木 八 郎	

意見書第10号

新型コロナウイルス感染症のPCR検査拡充を求める意見書（案）

上記の意見書を提出する。

令和2年9月23日

提出者 野洲市議会議員 工藤 義明

賛成者 野洲市議会議員 野並 享子

賛成者 野洲市議会議員 東郷 正明

新型コロナウイルス感染症のPCR検査拡充を求める意見書（案）

新型コロナウイルスの感染急拡大は、極めて憂慮すべき事態となっています。滋賀県でも感染の急激な拡大がひろがり、452人（9/1付け）となりました。

新型コロナウイルス感染症が再拡大し、緊急事態宣言が発出された状況と酷似しています。検査の絞り込みで誰が感染者かわからない状態が続き施設内での感染が広がる中で、クラスター対策におわれている状況です。国は検査対象を基本的に医師が検査の必要性を認めた患者、濃厚接触者に絞っており検査制限が続いています。

小まめな手洗い、マスクの着用、三密を避けるなど、お互いが感染防止対策を講じるのは勿論ですが、今日の感染急拡大を抑制し不安を解消するには、PCR等検査を大規模に実施し、陽性者を隔離・保護する取り組み以外にありません。感染を疑われる人すべてを速やかに検査するなど、積極的検査戦略に転換することが求められています。

日本のPCR検査の人口比での実施数は、世界で157位といわれています。この異常な遅れを直ちに解消し、新型コロナウイルスから生命と暮らしを守るため、抜本的な対策を講じる必要があります。

よって、国におかれては、何よりも国民の生命と健康を守ることを最優先に、感染拡大の防止対策などを総合的かつ強力で推進するため、下記事項について措置を講じるよう強く要望します。

記

1. 感染震源地（エピセンター）を明確にし、その地域の住民、事業所の在勤者を対象にPCR検査を実施すること。
2. 地域ごとの感染状況などの情報開示をすること。
3. 医療機関、介護施設、福祉施設、保育園・幼稚園、学校などの集団感染によるリスクが高い施設に勤務する職員らにPCR検査を行なうこと。
4. 陽性者を隔離・保護・治療する確たる体制を緊急に作り上げること。
5. 上記施策を実施するため十分な財源を確保し、自治体や医療機関に対して財政的支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年9月23日

滋賀県野洲市議会議長 岩井 智恵子

内閣総理大臣	菅 義 偉	
厚生労働大臣	田村 憲久	宛
財 務 大 臣	麻生 太郎	
経済産業大臣	梶山 弘志	

意見書第11号

少人数学級を求める意見書（案）

上記の意見書を提出する。

令和2年9月23日

提出者 野洲市議会議員 野並 享子

賛成者 野洲市議会議員 工藤 義明

賛成者 野洲市議会議員 東郷 正明

少人数学級を求める意見書（案）

新型コロナウイルス感染症は、子どもたちの学びに大きな負担を強いることになりました。開校後の学校は夏休みの短縮、マスクをつけての授業、現在の35人学級では感染症予防のために、児童生徒の十分な身体的距離を確保することも困難な状況にあります。これから必要となる子どもたちのケアや、学習の遅れへの対応は35人学級では難しいと考えます。分散登校中の少人数授業で一人ひとりの顔が見えることや、授業がよくわかることは子どもや先生は実感しました。

その状況のもとで、7月に全国知事会会長、全国市長会会長、全国町村会会長が連盟で「新しい時代の学びの環境整備に向けた緊急提言を発表しました。提言は子どもたちの学びを保障するには、少人数学級により児童・生徒間の十分な距離を保つことができるよう教員の確保が必要」と強調し、少人数編成を可能とする教員の確保など財政措置の拡充も求めています。

政府の骨太方針閣議決定でも少人数が初めて盛り込まれました。これを受けて、脆弱な教育条件を抜本的に改善し、豊かな学びと子どもたちの安全安心の学校生活を保障するために、国の責任で少人数学級を実施されるよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提供する。

令和2年9月23日

滋賀県野洲市議会議長 岩井 智恵子

内閣総理大臣 菅 義 偉
文部科学大臣 萩生田 光一 宛
財 務 大 臣 麻生 太郎

意見書第12号

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書（案）

上記の意見書を提出する。

令和2年9月23日

提出者 野洲市議会議員 橋 俊明

提出者 野洲市議会議員 立入 三千男

提出者 野洲市議会議員 工藤 義明

提出者 野洲市議会議員 長谷川 崇朗

提出者 野洲市議会議員 山本 剛

提出者 野洲市議会議員 矢野 隆行

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書（案）

新型コロナウイルス感染症が世界的に蔓延し、わが国は、戦後最大の経済危機に直面している。地域経済にも大きな影響が及び、本年度はもとより来年度においても、地方税・地方交付税など一般財源の激減が避けがたくなっている。

地方自治体では、医療介護、子育て、地域の防災・減災、雇用の確保など喫緊の財政需要への対応はじめ、長期化する感染症対策にも迫られ、地方財政は巨額の財政不足を生じ、これまでになかった厳しい状況に陥ることが予想される。

よって、国においては、令和3年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

記

- 1 地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税などの一般財源総額を確保すること。その際、臨時財政対策債が累積することのないよう、発行額の縮減に努めるとともに、償還財源を確保すること。
- 2 地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能の両機能が適切に発揮できるように総額を確保すること。
- 3 令和2年度の地方税収が大幅に減収となることが予想されることから、思い切った減収補填措置を講じるとともに、減収補填債の対象となる税目についても、地方消費税を含め弾力的に対応すること。
- 4 税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めるとともに、国税・地方税の政策税制については、積極的な整理合理化を図り、新設・拡充・継続に当たっては、

有効性・緊急性を厳格に判断すること。

5 とりわけ、固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹に影響する見直しは、土地・家屋・償却資産を問わず、断じて行わないこと。先の緊急経済対策として講じた特例措置は、臨時・異例の措置として、やむを得ないものであったが、本来国庫補助金などにより対応すべきものである。よって、今回限りの措置とし、期限の到来をもって確実に終了すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年9月23日

滋賀県野洲市議会議長 岩井 智恵子

衆議院議長	大島 理森
参議院議長	山東 昭子
内閣総理大臣	菅 義偉
内閣官房長官	加藤 勝信
総務大臣	武田 良太 宛
財務大臣	麻生 太郎
経済産業大臣	梶山 弘志
経済再生担当大臣	西村 康稔
まち・ひと・しごと 創生担当大臣	坂本 哲志